

令和6年能登半島地震に伴う被災地への 応急危険度判定士の派遣結果を報告します

被災地への応急危険度判定士派遣について、石川県から10都県ブロック（事務局：栃木県）に対し広域支援要請があり、令和6年1月14日（日）～18（木）の5日間、本市から職員を派遣しました。このことについて、派遣結果を報告します。

■派遣期間 令和6年1月14日（日）～ 1月18日（木）

■派遣場所 石川県鳳珠郡穴水町

■派遣職員 2名

■派遣職員の業務内容 応急危険度判定は地震後、余震等による建築物の倒壊や落下物、転倒物による二次災害を防止するため、できる限り早く、短時間で建築物の被災状況を調査し、当面の使用の可否について判定するものです。

なお、今回の派遣は、1月12日（金）に群馬県を通じて県内各市町村に支援要請があり、本市としては迅速に派遣準備を行ったことで、群馬県とともに、群馬県内における第一次派遣に、市町村では唯一応じることができました。